

日本労働總同盟々歌

ラ、マルセーユの詩

(行進的に力強く)

(一)

起てよ日本の労働者
因襲の夢より醒めて
組合旗の下に立て

時は來れり
黎明に輝く

資本專制の世
正義と愛の

打破りて
社會をもたらせ

あゝ團結の 威力もて
折進め！ 進め！
返進め！ 進め！

未來は！ 我等がものぞ！

(伴奏は二度繰返す)

(二)

苦闘こゝに十餘年
光輝あるその歴史
戦士の任また重し
浮薄輕佻の議
毅然と歩む
打ちしりぞけて
大衆の行く道

(三)

見よや世界に滿ちわたる 同志の威力を
同じ理想をめぐり 己が持場につき
我等も亦戦わん
憂きと喜びを 共にわか
堅きよしみの 綱に結ばれて

日本労働總同盟 製網労働組合規約

第一章 總 則

第一條 本組合は日本労働總同盟製網労働組合と稱す。但し製網労働組合と略稱する事を得

第二條 本組合は日本労働總同盟綱領並に主張の貫徹を以て目的とす

第三條 本組合は日本全國に於ける製網関係の産業に従事する労働者を以て組織す

但し理事會の承認する者を組合員とする事あるべし

第四條 本組合は本部を東京に支部を全國各地に置き、組合及各支部はその地方に於ける日本労働總同盟所屬聯合會並に同盟會に加盟す可きものとす

第五條 本組合規約は本組合大會の決議を経てあらざれば變更する事を得ず

第六條 本組合は本規約第二條の目的を達せん爲まの部門を置く

- 一、事業部
 - 二、争議部
 - 三、調査部
 - 四、組織部
 - 五、共済部
 - 六、教育出版部
 - 七、政治部
 - 八、其他組合福利の増進に必要な事業
- 但し事業期間は別に之を定む

第二章 組合員の資格

第七條 本組合員は左の資格あるを要す

- 一、滿十六歳以上
- 二、本規約第三條に該當する者
- 三、本組合規定の組合費を前納せる者

第三章 加入及脱退

第八條 本組合員たることを欲する者は規定の様式に従ひ、指定事項を明記し、加入金及組合費一ヶ月以上を添へ保證人連署の上申込む可し

但し保證人は組合員に限る

第九條 本組合は前項の上を許可し本人の資格を調査の上之を許可し組合員手帳及徽章を交付す

第十條 本組合員にして脱退せんとする時は其の理由を明記し組合員手帳及徽章を添へ保證人連署の上其の所屬支部に届出べし